

【令和5年度第4回岩手県大規模事業評価専門委員会（会議）】

傍聴要領

岩手県大規模事業評価専門委員会

1 傍聴する場合の手続

会議の傍聴を希望する方は、令和5年11月27日（月）10時50分までに、岩手県立県民生活センター2階大ホールにお越しいただき、事務局の指示に従って会場に入室してください。

2 会議等の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議等を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が下記3の事項に違反し、かつ事務局の是正指示に従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、専門委員長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

4 留意事項

移動手段については、傍聴希望者各自で手配願います。

なお、相談者等の利用に支障が生じないように、公共交通機関の利用をお願いします。